

〔論文〕

博物館法の成立とその時代

——博物館法成立過程の研究——

On Establishment of museum Law and the Age

——a Study on the process of museum Law being established——

伊 藤 寿 朗

Abstract

The Law of Museum was instituted in the 1st of December in 1951.

It means that the museum institutionally appear on the stage in Japan, and it is the departure of the modern museum in Japan.

I refer to the outline and issues in this essay, setting a main theme on "the museum as a institution" on the aspect of ; [preface] the modern museum and the law as principle of publicity [I] limitation and issues of the museum [II] age-division of the postwar museum and the institution [III] formation of mother-law of the Law of museum. [IV] formation of the Law of museum. [V] the museum as institution

はじめに——制度としての博物館

今年は博物館法制定24年目である。これは地球の公転運動の24回目という以上に深い社会的意味をもった、うつろいゆく24年間であった。すでに私達は法制定20周年に際して法成立過程の関係資料集を作製¹し、その事実関係を資料的に明らかにしてきたが、それはこの20周年記念が、同時に、博物館法の存続そのものが根底から問われるという時代でもあったからである。

幸い流産したとはいえ、1970～72年にいたる。現行博物館法、図書館法単独法廃止、社会教育法大改正による総合社会教育法化という文部省の計画は、都道府県社会教育部課長協議会レベルまで具体化されていたわけである²。この単独法廃止問題は、一方で、博物館と社会教育をめぐる、その教育の中味を形成する際の裏付けとなる個別的調査・研究活動の公的保障問題を問うと共に、他方で、具体的活動場面では常に背景にしりぞけられていた《制度としての博物館》——意識すると否とにかかわらず、また否定すると否とにかかわらず、それ自体としてくりこまれている——の問題を、まさしく制度それ自体の問題として真正面からつきつけてきたわけである。

ここでは、この《制度としての博物館》の問題を背後

の課題に、具体的には法成立にいたる論理過程を中心にその時代の構造的側面に限定して述べることにする。

〔序〕近代博物館の成立と公共性の原理としての法

博物館の公共的存在を社会的制度として保障するのが、博物館法であり、その法に基づいて、博物館の公共的運営を保障するのが博物館行政といえるが、その際「公共」とは公権力の支持にほかならず、それは形式によって示される。近代国家は、思想・信教・真理・道德等の内容的価値はこれを個人の恣意的判断に委ね、私事領域とし、「国家主権の基礎をば、かかる内容的価値から捨象された純粹に法機構の上に置いている」（丸山真男）超階級・超宗教の中性国家として現われ、公共的秩序（支配）の基礎を、慣習法であると成文法であるとかかわらず法の形式とするわけであり、この近代国家との対幻想である近代市民社会においては、法は公共的承認を受けた、すべてに優先されるべき理性的判断とされるわけである。

博物館が、かかる法として制度的保障をもつということは、逆に言えば、博物館・博物館活動が、近代国家・近代市民社会においてその機能の一端を直接的または媒介的に担うという公共的価値を、公権力が積極的にせよ

消極的にせよ承認したということの意味しており、その形式は、一方であくまでも既存法機構上の一環として公共的秩序（支配）の中に位置づけられると共に、他方でその表現は現実の博物館の諸機能と歴史的背景によって規定されたものとなり、その公的作用としての運用は、公権力の許容範囲内において公権力の課題と社会的要求との力関係・相剋によって決定されることとなる。そして、こうした意味の社会的裏付けをもつ博物館を公共博物館と称し、その公共性に対応する機能をもつ博物館を近代博物館というわけである。

ところで、博物館の概念は、「古代エジプトのムーセイオンに始まり、以来その国の文化のパロメーターで」といった大時代がかった陳腐な発想とは逆に時代と共にそうとうな変化をしてきたわけで、決して「時と所を超えた概念」ではありえなかった。近代博物館がその前期的形態（家庭博物館、宝物館等その時代の稀少性の高い品物を保存陳列し、衍示的・宗教的機能からする博物館的機能を潜在した施設）と区別され、そこから脱皮し、公共的機関として制度的に確立しうるのは——人間の内面的価値判断をも制度として容易に支配してきた宗教的イデオロギーの矛盾が露呈したルネッサンス期に——出発し、17世紀以降における科学的思考の形成を母体とし——人間が身分によって支配されることなく、その天賦の人権が保障され、科学の真理がいかなる外的支配からも自立し、「知は力なり、力は知なり」の百科全書的啓蒙主義として民衆に解放され、資本のもとでの支配を本質とし、法のもとでの平等を形式とする近代市民社会の成立を前提とし、基本としている

19世紀前半の市民革命期における資料の私蔵から公蔵・公開へ、19世紀都市ブルジョアによる都市装飾のための美術館建設などをへて、19世紀中頃以降、産業界の要請に見合う国策的啓蒙の性格を強くもって、装飾から教育へ、専門家対象から一般民衆を対象としたものへとその目的を整備しながら実現されてきた。それはちょうど、“教会から国会へ”という近代国家による教育主権の掌握である公教育制度整備確立への時代であり。また「1830～70年まで……資本主義の全盛であり、1851年の大博覧会の時代であると同時に、チャーティスト運動と飢餓40年の時代」（バナール『歴史における科学』）であり、古典的市民社会の構造的変容の時代であった。その際、近代博物館をその前期的形態と区別する基本的特徴として3つの側面が考えられる³¹。

第一に、市民革命の歴史的所産である「知識は万民のもの」という市民的権利の理念を背景に、「教育は恩恵

ではなく権利である」（ウィリアム・ラヴェット）に示されたように、従来の身分的秩序による一部特権階級の独占から、一般民衆対象の公共的機関として一般無料公開の原則と経営主体の公的性格が確立されたという運営上の側面。

第二に、急速な資本主義の発展は自然科学の分野を中心に諸科学の飛躍的進歩を生み出したが、こうした科学的研究の成果はその時代的要請と相まって、博物館をして従来の「興味と好奇心」中心の骨董資料から、資料のもつ法則性・属性等科学的価値を普遍的・体系的に見出ししていく科学研究と、そうした成果にもとづいた博物館資料の形成の方向に向かわしめたという内容上の側面。

第三に、近代国家の確立に伴うナショナリズムの形成は、自国内の文化・自然・産業等の啓蒙教化を国家的課題とするが、同時に資本主義の生産手段の発達による労働力陶冶の必要は、生産技術、特に応用科学の分野で技術者、職工（労働者）の再教育を緊急の課題とし、各種工芸博物館、また資源開発を目的とした各種応用科学博物館、資本の海外進出にともなう博物学博物館を生みだし、それらは展示法に一大革新（一般向・専門家向二本立の“二重展示方式”、生態展示法、系統的展示法等）をもたらすほど一般民衆を対象とした積極的な教育的機能を担うことになるという活動上の側面。

これら3点が相互に関連して、「形而下の資料を媒介に、研究的・教育的という一個二重の機能をもち、恒常的な公共的機関として社会に対峙する」（伊藤『教育経常事典』第5巻）近代博物館という独自の存在を成立せしめ、19世紀後半から20世紀にかけて制度化され³²、その後の資本主義の生産様式の分業化による社会構造の多様化、機能分化、専門化に対応し、また逆に総合化し、そしてレクリエーション的性格をも附与しながら欧米において急速な発展を見るにいたる。そしてこの時期における国立博物館設立の目的のほとんどが殖産興業化に対応していたということは、博物館もまた近代公教育同様「政治と教育の中間的存在」（政治そのものに含まれている教育的機能、教育そのものに含まれている政治的機能）として出発したということの意味している。それは一方で、国家の媒介的に関与した個別的な内容的価値の形成として、他方で、その価値の公共的形式における媒介的な国家作用（行政）としての教育（もしくは普及）として、しかもその両者の合体は科学もしくは合理性のフィルターを通して公共的に、また重畳構造をもって現われるという、まさしく近代国家そのものの本質と矛盾を内

〔図表 1〕 19世紀後半設立のヨーロッパの代表的博物館

設立年	館名	所在都市	資料の性格
1852	ヴィクトリア・アルバート博物館	ロンドン	工芸品等
1853	理工学博物館	ロンドン	科学技術
1854	王立スコットランド博物館	エジンバラ	科学・美術
1856	ゲルマン博物館	ニューンベルグ	文化史(総合)
1859	スコットランド国立美術館	エジンバラ	古美術
1862	国立古物博物館	パリ	考古・歴史
1863	工芸博物館	ウィーン	工芸(工芸学校附属)
1872	工芸博物館	ハンブルグ	工芸
※1870年代に上記と同一様式の工芸博物館が、ドレスデン、フランクフルト、カッセル、キール、ライプツヒ等各地に設立される			
1877	ホースフォール博物館	マンチェスター	文化史
1880	博物館博物館	ロンドン	天然資源
1895	教育博物館	セルビー	文化史(美術)
1893	帝国館	ロンドン	天然資源
1900	海洋学博物館 (ベルリン大学附属)	ベルリン	海事全般
1905	装飾工芸博物館	パリ	工芸
1906	ドイツ理工学博物館	ミュンヘン	科学技術
1907	王立ハンガリー農業博物館	ブタペスト	農山林産業
1909	科学博物館 (サイエンス・シュシアム)	ロンドン	科学技術
1912	ドイツ商工業美術博物館	ハーゲン	工芸

※館名等は必要な限り棚橋弥太郎の訳にしたがった。

※ただし当時の代表的博物館すべてを網羅しているわけではない。

包して成立しており、ここに近代博物館を近代市民社会の論理として、またその歴史的所産としてとらえる本質的理由が存在しているわけである。したがって《社会と博物館》の問題は、原理的には、法・行政の問題として——つまりは国家関与の問題——としてそしてそこからの相対的な自立化過程における内容の、もしくはその主体の形成・組織化の問題として現われざるをえないわけである。

〔I〕 戦前における博物館法令化の限界と問題点

わが国の戦前における博物館行政は、行政の範疇としては未分化ながら、①文部省博物館設置(1871明治4年)から帝国憲法発布(1889明治22年)という絶対主義国家体制の確立過程における政策的啓蒙主義の転換により挫折にいたる啓蒙期、②古社寺保存法制定(1897明治30年)による内務省保存行政の成立から臨時教育会議答申(1919大正8年)にもとづく文部省普通学務局第四課設置、及び同社会教育課設置(1924大正13年)による文部省通俗教育行政の成立による保存・教育の二元化、そして文部省宗教局(1913大正2年内務省より移管)古社寺保存課設置(1924大正13年)による内務省保存行政の文

部省省への一元化にいたる整備期、③文部省社会教育局設置(1929昭和4年)成人教育課所管による独自の形成から教化的積極的活用への移行、そして教育審議会答申(1941昭和16年)にもとづく教化局(文化施設課所管)→教学局への吸収による行政範疇の崩壊という体制的掌握期、の三期にいちおうわけて考えることができる⁵⁾。

戦前における博物館法令化の運動は、図書館令の制定(1899明治32年)を契機に、それとの対応としてはじまるが、この段階では具体化せず、実質的には、①成人教育課設置という国家が成人教育に対して積極的な関与をはじめ、しかも②1928昭和3年博物館事業促進会(1933昭和8年日本博物館協会と改称)という関係者の組織が設立されて以降のことであり、行政の時代区分では第三期に入ってからのものである。

1928昭和3年博物館事業促進会は「博物館施設=関スル建議」⁶⁾を文部省に提示し、法令化への嚆矢をなすが、翌年の社会教育局への拡充と前後して、行政として初めて

の文部省普通学務局社会教育課主催「博物館講習会」が開催される。この翌日、博物館事業促進会は「博物館並類似施設主任者協議会」を開き、文部省諮問事項「現時ノ我国情ニ鑑ミ博物館ノ普及発達ニ関シ適當ナル方策如何」に対し、博物館令制定を中心に四項目を答申⁷⁾し、文部省では山脇春樹・棚橋源太郎他6名の専門委員を委嘱し「本邦ニ建設スベキ博物館ノ種類及配置案」⁸⁾を発表し、その「博物館振興方策」⁹⁾は博物館統制の理由から法令化の必要を提起する。

その後、1930昭和5年農業恐慌の中で「教化振興」に関する通牒が出され、満州事変にいたる時代の中で、行政施策の中心は設置問題から教化的機能重視へと変化していく。1932昭和7年社会教育行政は農林省、内務省中心の地方改良運動(国民更正運動)にのみこまれることとなるが、この一環として博物館にあっては愛郷土精神養成運動として各地に郷土館、偉人館、史跡を生み、こうした動きもあって同年文部省は「博物館=関スル法令制定ニ当リ留意スベキ事項如何」と法令化への具体的諮問をし、博物館関係者は第四回全国博物館大会にて協議のうえ、特別委員会案として、その目的・事業・所管・職員等10項目を答申¹⁰⁾する。翌1933昭和8年図書館令改正(①図書館の社会教育的事業、②中央図書館制度)に対

応して法令化運動は活発化し、その後1936昭和11年法令化運動を目的とした「東京地区博物館懇談会」が発足するが、同年教学刷新評議会答申「社会教育刷新に関する実施事項」という社会教育行政総体の戦時体制化がなされるなかでは具体化することはなかった。

1940昭和15年皇紀2600年記念事業として各地に博物館設立が進む中で、その前年日本博物館協会は、目的・事業等9項目からなる「博物館令の制定に就き具申」¹²¹ 同「博物館従業員養成機関設置に関する建議」を文部省に提出。文部省では教育審議会の論議と並行して全国的な実態調査を行い、日本博物館協会山脇春樹、棚橋源太郎、水野常吉を調査委員に委嘱し、1940昭和15年10月7日文部省主催「博物館令制定ニ関スル協議会」（学士会館25名）を開催し、会議資料としてわが国における条文化された最初の博物館法案として「博物館令（勅令案）」、「博物館令施行規則（省令案）」、「博物館ノ設備及経営ニ関スル事項（告示案）」、「公立博物館職員令（勅令案）」が提出された。その内容は、「第一条 博物館ハ教育学芸ニ関スル資料ヲ蒐集保存シテ公衆ノ観覧ニ供シ併セテ之ニ関連セル研究及事業を行ヒ以テ国民ノ教養並ニ學術研究ニ資スルヲ目的トス」とあり、学芸員（「資料ノ蒐集保存展覧並ニ之ニ関連セル研究及事業ヲ掌ル」公立博物館職員令第三条）の設置（第九条）、この法令にもとづく以外博物館等の名称使用禁止（第一三条）にみられるように、当時の水準からみれば相当高度な内容を規定していたといえる。この「本令は昭和十六年四月一日ヨリ施行ス」と施行日まで決定されていた法令案も、しかし同年より全国博物館大会も戦事遂行上無用のものとして中止され、翌1941昭和16年社会教育戦時体制を確立した教育審議会「社会教育ニ関スル件」（博物館は「文化施設ニ関スル要綱」11～14項中に規定）答申による教育制度全般にわたる改革、そして同年12月米英宣戦による臨戦体制化では実現されることはなかった。翌1942昭和17年社会教育局は宗教局を合併して教化局となり、次いで翌1943昭和18年には思想局の発展の上に生まれた「国体ノ本義ニ基ク教学ノ刷新振興ニ関スル事務ヲ掌ル」（教学局管掌事項）教学局に図書局と共に吸収され、体制掌握化は同時に行政としての独自の範疇の崩壊となったわけである。

戦事体制下の博物館は、日常生活の緊張のなかでは入館者は減激し、一方で日本博物館協会「戦力の増強に邁進せよ」¹²²と号令し国防館や戦局特別展がつぎつぎと生まれながら、しかし他方、大部分の博物館が資料の疎開をするほか、名古屋市東山動物園等広い敷地をもつ動植

物園の多くは軍関係機関への敷地建物提供、福岡市立通俗博物館等主要都市博物館のほとんどは戦災によって焼失、あるいは破損し、多くの動物園での猛禽類処分、井ノ頭恩賜公園自然文化園の樹木供出等¹²³によって事実上博物館としての存在そのものが消滅してしまっていたわけで、やはり「戦争は博物館の最大の敵」であった。

以上のように、戦前における博物館法令化をめぐる動きは、その時代の政治的背景によって性格を変えながら、一方では観覧教育施設とはいっても娯楽施設と同一視されるような一般的水準の中で、国家による法令化こそ博物館振興の基本として要求してきた博物館関係者の運動として、他方公権力においては、「公立博物館ニ於テハ観覧料又ハ附帯施設ノ使用料ヲ徴収スルコトヲ得」（博物館令案第十一条）というように博物館の公的保障としてではなく、また博物館に対する独自の積極的課題をもっていたわけではなく、博物館法令化は時代の変化の中に容易に解消され、全体としての収蔵庫の水準と、その水準における教化的積極的活用化としてなされてきたわけである。その実態はきわめて貧しく、宝物館、商品陳列所等を含めても250館前後と数も少なく、博物館活動の実体的基盤をなす中産階級の脆弱な社会構成の中では、いきおい国家に依拠した。法令化とはいってその実質は——法という公共性にもとづいた媒介的国家作用としてではなく——国家権力そのものによる直接的振興が求められてきたわけであった。

欧米において公教育制度確立過程における被支配階級に対する教育的機能（成人教育）は、一面では「慈善的分与」（碓井正久）として、他面ではそれは支配階級の精神的基盤たるブルジョア文化への獲得、市民精神の涵養、また陶冶として、それが古典的「市民」・「公民」の分裂から、その市民・公民の「大衆化」過程での「国民」への収斂を背景に公共的形態をもってなされてきたのに対し、内容的価値の実体・決定者としての天皇制国家の支配原理（帝国憲法・教育勅語）の中では、国家による代行主義として、国家権力そのものの直接的作用を必要としてきたわけである。このパターンはすでに風化しつつあるとはいえ、「大衆の存在様式が支配の様式を決定する」（吉本隆明）という意味で戦後にもまたつらなってくるわけである。

〔II〕 戦後博物館と制度をめぐる時代区分

博物館法は、1951年12月1日法律第285号として制定公布された。それは戦前の勅令主義による法令化（案）としてではなく、内面的価値の自由を宣言した憲法→教

〔図表2〕博物館数・職員数の変化(1929昭和4年~1948昭和23年)

年	合 計	内 記				
	博物館総数・カッコ内は職員数不明館総数	日 本	朝 鮮	台 湾	関 東 州	樺 太
	職員総数 一館職員平均数	※上段博物館数(職員数不明館) ※下段職員総数(一館平均職員数)				
1929年 (昭和4)	251 (―) 館 ―	228 (―) ―	6 (―) ―	13 (―) ―	3 (―) ―	1 (―) ―
1933年 (昭和8)	179 (22) 館 1539人 $\frac{1539}{179}=8.6$ 人	128 (21) 1246 (9.8人)	19 (1) 172	13 (1) 78	6 (0) 24	1 (0) 19
1934年 (昭和9)	265 (23) 館 1246人 $\frac{1642}{265}=6.2$ 人	238 (22) 1416 (5.9人)	10 (0) 126	9 (1) 54	7 (0) 27	1 (0) 19
1939年 (昭和14)	306 (36) 館 2356人 $\frac{2356}{306}=7.7$ 人	284 (35) 2095 (7.4人)	7 (0) 139	9 (1) 67	5 (0) 45	1 (0) 10
1942年 (昭和17)	269 (15) 館 2213人 $\frac{2213}{269}=8.2$ 人 (専任1842+兼任371=2213)	240 (13) 1956 (8.2人) (1599+357=1956)	13 (0) 133 (133+0=123)	9 (2) 80 (68+12=80)	5 (0) 17 (16+1=12)	2 (0) 27 (26+1=28)
	計 (調査票回答館数)	公開継続	一部公開継続館	休館再開見込不明	廃 館 見 込	
1946年 (昭和21)	147館	33館	2 館	99館	13館	
	博物館総数(休館中)(設立準備中)	職員数不明館	職員総数(一館平均職員数)	開館職員総数 (一館平均職員数)		
1948年 (昭和23)	238館 (28) (4) ※官立23, 公立(都道府県市町村立) 60, 私立 155館 ※総合45, 歴史36, 美術68, 科学37, 動物15, 植物19, 水族12, 動植物6館	66館	1627人($\frac{1627}{238}=6.8$ 人)	1570人($\frac{1570}{206}=7.6$ 人)		

※1929年 日本博物館協会「公開実物教育機関一覧」(同『博物館研究』Vol 3-8,9 号)

1933年 文部省社会教育的『教育的観覧施設一覧』(1933年4月1日現在, 朝鮮, 台湾, 関東州, 樺太は1932年4月1日現在)

1934年 " 『 " 』(1934年4月1日現在)

1939年 " 『 " 』(1939年4月1日現在)

1942年 文部省教化局 『 " 』(1942年4月1日現在)

1946年 文部省社会教育局文化課「全国博物館最近状況調査表」

1948年 文部省社会教育局『文化観覧施設一覧』(1948年3月31日現在)

※以上, 伊藤「博物館職員数の変化(1927~1948年)」(博物館問題研究会『会報』No.8 1972年)を再整理して作製した。

育基本法→社会教育法と流れる¹⁴⁾, 法律主義にもとづく法制化として, いくつかの問題点を残しながらも, 法理念としては近代博物館の原則を制度的に確立し, 博物館の公共的性格を社会的に保障するという歴史的意味をもっている。戦後博物館は戦後社会の形成に対応して制度としての博物館(公共博物館)という新たな側面をもって登場したということであり, このことによって否定すると否にかかわらず, 博物館は社会的存在であることを運命づけられることとなったわけである。まさにこの

意味において「戦後博物館はわが国近代博物館の形成期であった」¹⁵⁾と総括することができるわけでもある。

この戦後博物館を総体として制度とのからみでみた場合, しかし相当な変化をしてきており, その性質上次のように時代区分することが可能となる。第一に, 一方で敗戦後の急速な博物館再建がまた1945年2, 46年7, 47年8, 48年10, 49年9, 50年19, 51年31館¹⁶⁾と7年間に計86館もの新設がなされ, 他方で博物館法の母法の成立を背景に, 「新しい博物館」(「博物館法の提案理由」にて

定式化されたスローガン)をめざして、その制度化がなされた法的整備期(1945年8月～51年12月)、第二に、この制度としての、「新しい博物館」が現実に応用されることにより、法理念と現実の貧しい実態との乖離と矛盾を生じ、その調整としての法・施行規則改正にいたる現実的調整期(～55年12月)、第三に、一方で、そうした制度としての「新しい博物館」の一応の完了と定着のうえに、他方で、都市的・個人的・個別専門的性格をもつ博物館活動の基盤たる都市中間層の戦後の形成に対応して——「観念において豊かに、現実において貧困」という行政の具体的恩恵も介入もない牧歌的パターンの中で、身近な問題領域との抗争を中心に、自から手探りで孤立的に活動を展開するという——制度の介入しえない博物館活動の具体的・内容的な形成のなされた戦後構造期(～1966年)、第四に、こうした戦後博物館の多様な成長を、また戦後社会総体の構造的変容を、そしてこの「急激な社会構造の変化に対処する」社会教育行政総体の再編成を背景に、行政的に博物館の目的を教育的機能に一元化し、その対社会的活用をはかり、またそのための地方行政機構の整備をはかっていく機能・機構整備期(1967年～)である¹⁷⁾。こうして戦後博物館と制度をめぐる問題は、戦後博物館がまさに制度としての側面をもつ博物館として成立しながら、しかしその制度の介入しえない内容的価値の創造として戦後の成長を成し遂げ、いま再びその内容的価値の活用化をめぐる制度の登場として現われてきたわけである。これはまた《戦後博物館》という範疇の終わりを意味しているともいえる。

さて、ここでは上記の時代区分のうち第一期の博物館法の成立にいたる過程に限定して具体的に述べることにする。後に述べるように、この経過の中には、博物館・博物館活動というものをめぐる理想と現実の葛藤が、しかも制度としての法体制との矛盾と相剋がこめられていたわけだが、この法的整備期は、大きくは①敗戦から憲法、教育基本法制定をへて社会教育法成立にいたる博物館法の母法の成立まで(1945年8月～49年6月)と、②文化財保護法案国会上提から、法案変遷をへて文部省による原案決定、博物館関係者による原案支持決定、そしてその文部専門委員への移行と法の成立、関連規則の施行まで(～52年8月)の2つに分けて考えることができる。

〔Ⅲ〕博物館法の母法の成立

(1) 教育基本法の制定

戦後の教育制度は、「国体の護持」、「軍国的思想及施

策ヲ払拭」を方針とした1945年9月文部省「新日本ノ教育方針」(11項目)発表からはじまるが、この中で「…図書館、博物館等社会教育ノ全般ニ亘リ之ガ振興ヲ図ル」(第7項社会教育)と述べられていた。10月15日文部省機構改革による社会教育局復活(博物館は文化課所管)と前後して、局内に非公式ながら1945～49年の社会教育施策の重点目標を定めた「日本新生社会教育五ヶ年計画大綱案」¹⁸⁾がつくられ、1947、48年には「科学の実際化及生活の科学化」を主題に「郷土文化会館、地方科学技術館」等社会教育施設を基礎とした活動が計画されていた。12月21日局長通牒「図書館及教育的観覧施設等ノ社会振興ニ関スル件」は「文化国家日本ノ再建ハ実ニ社会教育ノ振興ニ俟ツモノ多大ナルニ鑑ミ、之ガ機関トシテ些少ナラ従来ソノ目的達成ニ努力シツツアリタル図書館及博物館、動物園、植物園、水族館等ノ教育的観覧施設ヲ強化拡充シ以テ地方文化高揚ノ資ニ且ツ一般民衆ノ文化生活ノ顕揚ノ道標タラシムベク……」(発社37号)と述べるが、翌1946年3月局長通達「社会教育施設状況調査ニ関スル件」による戦災博物館の調査結果(図表2参照)では、地方の宝物館等33館以外は廃館(魚津町水族館ほか13館)もしくは再開見込なし(112館)という惨憺たるものであった。

他方、日本博物館協会に依る博物館関係者は専門委員会を設け、1945年11月に『再建日本の博物館対策』をまとめ、「本邦博物館事業不振の真因」の1つとして「今日まで博物館令の制定発布を見るに至らないことである」と総括し、「活きた博物館」のための法制化を要請する。1945年末頃より一部には東京帝室博物館の風俗文化展、東京科学博物館の戦災学校の児童向の巡回的な模型・標本の利用、名古屋市東山動物園の映画会等再開計画も生まれてくる¹⁹⁾が、全体としては法令化以前の壊滅的実態であった。

1946年3月、戦後教育改革の基礎となった「第一次米国教育使節団報告書」が総司令部に提出され、これを受けて文部省は5月最初の教育改革案である「新教育指針」を発表し、9月には日本側委員会として教育基本法制定の主体となった教育刷新委員会が発足する。しかしいづれも教育改革に伴う博物館の新しい位置づけ・改革案はなされていなかった。むしろ「公民教育の振興」という目的は、新しい社会教育として実生活を通じて教育を受ける場としての「公民の家」たる公民館の構想を生み、歴史的な「公民館設置運営について」の次官通牒以降はこれが社会教育の中心的施設として積極的な育成が行われるようになる。図書館制度改革については、使節団報

如書「成人教育」の項の約半分を図書館に費やし、総司令部民間情報教育部（C I E）図書館担当官がアメリカより任命され、4月にはその具体化の第一歩として「日本に対する統一ある図書館組織」（キーニープラン）が発表され、文化課、C I E図書館担当官、図書館関係者による図書館制度改革の主体となった会議（金曜会）が生まれる^{20）}。

こうした一連の教育改革の動きの中で、日本博物館協会は7月に「法律案・施設方針調査会」を発足させ、9月には中央博物館構想、名称使用制限等、戦前「博物館令案」をほぼ下敷とした「博物館並類似施設に関する法律案要綱・本邦博物館、動（植）物園及び水族館施設に関する方針案」（各12項目）を発表する。11月11~13日には戦後最初の全国的規模の会議である文部省、日本博物館協会主催「博物館並類似施設振興に関する協議講習会」（戦後博物館大会の前身 帝室博物館75名）を開催し、協議のうえ上記「法律案要綱・方針案」を文部省へ進言するが、これ以降「動植物園水族館の拡充完成に関する調査委員会」、「地方博物館建設に関する調査委員会」設置等、現実の博物館再建、新設への対処が主な活動となり、社会教育法制定までは関係者による法制化のための活動はほとんど具体化することはなかった。

1946年11月3日に日本国憲法が、1947年3月29日には教育基本法、学校教育法が公布され、教育改革の一連の制度化がなされる。その際教育基本法第七条「社会教育」の項は「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によって教育の実現に努めなければならない。」と明記し、博物館がわ国法制上はじめて教育の施設として位置づけられることとなったわけである。5月3日には官内庁所管帝室博物館が「国立博物館制」（政令第8号）によって「国立博物館は文部大臣の所轄とし、美術品及び歴史資料を収集保存して公衆の観覧に供し、併せてこれに関連する調査、研究及び事業を行う所とする」となり、新たに市民向普及紙「博物館ニュース」の発行、専門の児童担当者による「子供のための文化史」コーナー設置等の再出発がなされ、7月には教育刷新委員会第五回建議「文教施設の整備に関すること」（38回総会採択）にて、博物館の「積極的且つ計画的整備」が述べられる。12月9日には文部大臣諮問「学校教育と博物館との連絡について」に関する日本博物館協会答申が局長通知「博物館事業振興に関する資料について」（雑社221号）とし

て出される等教育基本法制定を契機に学校教育との直接的関係が1つの中心となってきた。翌1948年3月2日局長通知「全国博物館並同種施設調査」（発社46号）が出され、戦後最初の博物館の本格的調査が実施されることとなった（図表2参照）が、その結果は総数238館中206館が閉館し、68%は私立博物館であった。職員数では兼任も含めて総計1600名程であったが、不明もしくは職員が実在しない館が66館もあり、私立博物館の経営は苦しく、戦後の経済混乱下に収蔵資料の処分などによって実質的に消滅してしまう個人美術館、宝物殿もいくつかあった。

（2）社会教育法の制定

社会教育に関する法制化は、1946年7月1日付補助金交付を中心とした「社会教育奨励法案」、「同施行規程案」がまとめられるが、2月の科学教育局長通達「地方科学博物館設立費補助切について」（発科36号）と同様「国家財政の実情」から実現することはなかった。その後社会教育法制化の試みは、社会教育連合会内に設けられた社会教育法研究会による「社会教育法要綱案」の作製と文部省への提出、また従来より文化課所管事項として行われてきた公共図書館法案の作製、そして社会教育課による社会教育法案の計画等別個に進められてきたが、1947年にいたり社会教育法立案事務は社会教育課の所管とされ、4月1日付「第一案社会教育法」としてまとめられた。内容はかなり未整理ながら図書館、博物館を含む総合法のかたちをもち、博物館は第三章第四節に規定されていたが「博物館は学芸に関する各種の模型、資料等を蒐集保存、飼養、栽培、陳列して公衆にこれを観覧使用させ、その教養、慰安研究に資することを目的とする施設であること。動物園植物園水族館その他博物館に類似する施設はこの法律の適用については博物館とすることができること。（空白）の規定は博物館に之を準用すること」という全く簡単なもので、6月10日の条文化された「社会教育法草案」（第2案）では二六~二九条に規定されているが内容に変わりはなく、新たに図書館、公民館の規定の準用が明記されるようになっただけである^{21）}。

こうした総合法としての社会教育法立案計画に対し、すでに3月5日C I Eの強い指示のもとに「公共図書館法案（文部省案）」としてまとめられ、また単独法案化を進めてきた日本図書館協会はこれに強く反対し、そして金曜会ではすでに公共図書館法案の本格的な内容検討に入っており、9月18日C I E図書館担当官の命令によって「公共図書館法案（修正仮案）——文部省社会教育局文化課加藤宗厚、雨宮祐政試案」が局内の了承のないまま直接C I Eに提出されたことにより、総合社会教育法

化は実質的に断念され²²⁾、博物館もまた除外されることとなる。

これ以降、社会教育法制化は局内に設けられた「社会教育法令研究会²³⁾」を中心に進められることとなり、1948年4月教育刷新委員会「社会教育振興方策について」(第64回総会)は「社会教育関係の立法を急速に実現」することを内閣に建議し、7月には図書館に関する規定を削除した「社会教育法第三案」がまとめられ、12月にはほぼ現行法に近い「社会教育法案」が生まれる。そして翌1949年6月10日、幾多の変遷(第20案まで)をへた社会教育法が制定公布され、第三条(国及び地方公共団体の任務)として「……社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自から實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように務めなければならない」と述べ、第九条にて「図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。2. 図書館及び博物館に関し必要な事項は別に法律をもって定める」と規定し、社会教育機関としての単独法化が決定されることとなった。

これに先だち5月31日には、「現行教基法制の中で、もっとも弱い環である」(小川利夫)社会教育法の成案化と前後して「その権限の行使は法律に従ってなされなければならない。」(第五条)として行政の任務と範囲を定めた文部省設置法が制定され、文部省機構全般の改革から文化課は廃止され、博物館は新設の社会教育施設課所管となり、東京科学博物館は国立科学博物館と改称される。また1950年1月21日には「国立博物館組織規程」(文部省令第2号)にて国立博物館の整備がなされる。

図書館にあっては、1948年2月9日国立国会図書館法制定と前後して3月に「公共図書館法案(文化課案)」、11月には「公共図書館法案——社団法人日本図書館協会」案がまとめられ、翌1949年1月「公共図書館法案(文部省案)」が再度まとめられるが、5月の文化課廃止により、社会教育施設課にて再発足することとなった。このことは、『教育使節団報告書』にもみられたように欧米成人教育に伝統的な「図書館本位」から、わが国に伝統的な団体主義にもとづく社会教育法制化を意味していたといえよう。

[IV] 博物館法の成立

(1) 博物館法原案の決定

戦後の急速な博物館再建・新設の動きの中で、博物館関係者による法制化のための具体的活動は中断していた

が、1949年5月以降その重要な契機がむしろ外側から提起されてきた。

第一に法・行政という制度的側面では、すでに述べてきたように、憲法→教育基本法→社会教育法とながれる博物館法の母法が完成し、文部省設置法による行政機構の整備がなされ、1950年4月30日には懸案の図書館法が、しかし「理念において高く、しかし実質において低くなった」内容で制定されることにより、博物館法制定のための法・行政上の前提がいちおう完了された。

第二に現実的な側面では、5月地方税法改正に際し、観光・娯楽の施設と共に、博物館等の教育的施設に対しても60%の入場税を課す案が第五特別国会に提出されることとなり、日本博物館協会の各種陳情、上野動物園、国立博物館、東京科学博物館各職員組合による陳情、ビラ配布、また5月11日には動物デモ行進等が行われ、世論の支持もあって教育的施設に対する課税案は削除されることとなった。ただし、地方税法第七五条「第二種の場所 博覧会場、展覧会場、遊園地その他のこれに類する場所」の規定が不明確で、山形、埼玉、新潟、愛知、三重、和歌山、兵庫、岡山、熊本等の地方公共団体ではその後も課税扱いとされるなど、この入場税法改正を契機に、観光・娯楽の施設と博物館とを区別する制度的裏付けが必要となり、博物館法制化は私立博物館の固定資産税減免要請と共に現実の具体的問題となってきた。

第三に理念的側面では、敗戦後の文化財海外流出、そして法隆寺金堂火災を契機とした文化財保護の世論の高揚を受けて、同じ第五特別国会に参議院案文化財保護法案が急拠議員提出法案として上提され、参議院審議可決、衆議院審議未了、継続審議となる。その際、1948年12月総司令部による日本経済自立のための「経済安定九原則」の指示、また「ドッジライン」による緊急財政下では、財政的裏付けのない法案提出は総司令部の認可が困難なため、同法案の保障対象として第二〇、二一、二二条に国立博物館、同奈良分館、美術研究所を文部省外局文化財保護委員会附属機関とするという規定があり、この点をめぐって日本博物館協会等を中心に「一国の博物館体系を破壊して、博物館事業の発達を阻害するもので、博物館の本質を理解しない輕挙といわなければならない」(同意見書)という大きな改正運動が生まれてくる。特に博物館関係者においては、戦前来、博物館法は各種別国立博物館・中央博物館審議会を頂点に、中央博物館構想にもとづいて想定されてきたわけで、その既存の国立博物館が収集保存を目的とした委員会附属機関となるということは、一方で博物館法の構想、博物館振興

の骨子の崩壊を意味し、他方で、従来の保存中心の博物館から脱皮し、「活きた博物館のモデル」として国立博物館の再出発をめざしていたのに対して正反対の方向となり、その規定は断じて認めがたいものであった。しかし1950年5月30日博物館関係者の強い反対にもかかわらず、博物館法制定の際考慮するという密約のもとに文化財保護法は制定され、国立博物館を含めた博物館法制度化は事実上不可能となり、1951年1月31日「国立博物館規程」は文化財保護委員会規則第4号として再整備されることとなった。しかしこの過程で、その批判を通じて博物館法の理念的骨格が整備され、その具体的構想が生まれてくるわけである。

こうして、レッドページ、朝鮮戦争勃発という戦後史の転換過程の中で、行政的に、そして現実的、理念的にも博物館法制度化の急速な具体化がはじまってくる。とりわけ文化財保護法案改正運動の中で、1950年1月戦前より博物館法令化運動の中心に位置していた日本博物館協会専務理事棚橋源太郎より、戦後最初の条文化された法案として全八章九〇条におよぶ「博物館動植物園法」(棚橋原案)がまとめられ、文部省へ検討資料として提出された。その内容は「諸種の文化財、標品、動植物等教育及び学芸上価値ある資料を、蒐集、保管、飼養または植栽し、これを公開展示して、公衆の鑑賞及び教養、児童生徒の学習、並に学芸の研究に資することを目的とする施設をいう」とその機能から定義し、戦前流産した「博物館令案」を下敷に「この法律によらないものは博物館、動物園、植物園または水族館の名称を用いてはならない」(第一〇条)という規制的性格をもち、第一章総則、第二章国立博物館動植物園、第三章公立及び私立博物館植物園、第四章審議会及び地方委員、第五章博物館動植物園の設備、第六章職員、第七章指導、助成及び監督、第八章雑則という中央博物館構想にもとづいた、研究的、教育的機能をもつ博物館という担当高度なものであった。しかし一般的には「博物館と動植物園とはなぜ同一法で律するを可とするか」(棚橋)という説明が必要な実情にあり、博物館関係者自体その内容の審議にはいたっておらず、また既存教育法体制を前提に、教育行政の地方分権主義を建前とする文部省においてもほとんど否定的にとり扱われていた。しかしこの棚橋原案における博物館の定義、機能、理念がその後の法制化の基礎となったわけである。

1950年6月、図書館法、文化財保護法が制定されたのを機会に、文部省では博物館法制化のための準備に入り、同15日には文部省担当官と博物館関係者による法制

化のための最初の会議である「都内近県館関係者意見交換会」(国立科学博物館 22名)がもたれ、①博物館の定義及び動植物園との関連、②設置の主体、③学校教育との関連、④職員の資格、任免、養成、等10項目にわたって協議がなされ、これを発端に日本博物館協会のほか日本動物園協会、大阪等で法案研究がはじめられた。

8月25日「全国観覧教育講習協議会」(代表日本博物館協会)名にて「博物館法制定を急務とする理由」を決議、陳情し、9月22日には日本の教育の民主化から逆転し、「極東に於て共産主義に対抗する最大の武器の1つは蒙を啓かれた日本の選挙民である」と明言した『第二次米国教育使節団報告書』は「文部省が博物館の窮状を研究し、その保存と拡張のために必要な勧告をなすよう勧める」と文部省の積極的施策をうながす。

10月18日には文部省担当官と博物館関係者(棚橋、古賀、徳川、木場、小倉等)合同の法案研究会であり、意見交換等内容の中心となった「博物館懇話会」が生まれ、第1回は「博物館動植物園法」を討議し、その後基準案等3~4回開催し、文部省においては関係資料の収集と調査が行われる。10月には文部省として初めて、目的、事業、学芸員、設置、協議会その他28項目にわたって法案の骨格を示した「博物館法案要綱案」がまとめられ、一部関係者の検討がはじまった。その内容は「1. この法律は教育基本法に則り、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の振興に寄与することを目的とする。2. この法律において博物館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料のうち、教育及び学芸上価値あるもの、収集、保管、展示して、教育的環境の下に一般公衆の利用に供し、その文化的教養の向上、レクリエーション及び学芸の調査研究等に資し、あわせてこれらの資料に関連する調査研究を行うことを目的とする施設で……」というように図書館の場合と異なり教育基本法を直接的母法に、博物館の機能的特質を考慮しながら、図書館法をモデルに、国立博物館学校附属博物館を除く公私立博物館のみを対象に、その設置を公立博物館の教育委員会所管、私立博物館の届出制とし、それ以外を「博物館類似施設」としたもので、その後文部省における博物館法制化の基本となったものであった。

他方、博物館関係者は、こうした博物館法制化の動きの中で、11月14日日本博物館協会総会(国立博物館 30名)にて「国立博物館の独立について」(「国立博物館を文化財保護委員会より独立せしむべき理由」)を再度決

議し、翌15～18日の文部省、埼玉県教育委員会、日本博物館協会主催「博物館等関係職員講習協議会」(国立博物館、埼玉県上長瀬 111名)にて、博物館法制化の協議がなされ、11月22日付「博物館、動物園及び植物園法草案」をまとめ、関係者への検討資料として提出され、同月中には「博物館、動物園、及び植物園法草案修正案」がまとめられる。これは先の「博物館動植物園法」を参考にしながらも、三章二九条に縮小され、文部省所管国立博物館の列举と、公立博物館の設置、及び博物館協議会の設置、補助金交付の際の図書館法の準用等、私立博物館も含んでいるが、「no support no control」の原則から対象は国公立中心のものであった。特に私立博物館への内容的介入と干渉を恐れていたわけである。12月この法案の裏付けをもって先の「国立博物館の独立について」等を陳情するが、すでに既定の事実はいかんともしがたいものであった。

12月9日博物館懇話会にて、①公立博物館の最低基準(一六条)、②学芸員の講習(七条)、③博物館、動物園、植物園の各基礎施設・設備等についての基準がまとめられたが、その内容は都道府県五大都市立博物館は、館長1、学芸員2、機関士1、学芸員補2、司書補1、映写技師1、工務員1、主事1、書記1、監視員その他7名計18名の必置条件、博物館学関係の必修科目10単位以上という相当高度な水準と具体的なものであった。文部省においても、「博物館法案要綱案」を基礎に、私立を含みながらも公立博物館を主対象とした二一条からなる最初の条文化された文部省原案たる「博物館法草案(25.12.11)」及び社会教育審議会と同等の性格をもつ「博物館審議会令案(25.12.21)」がまとめられ、法案としての急速な具体化がはじまり、一部の関係者に提起されることとなった。

日本博物館協会では急遽12月19、23日の両日「関係者協議会」(19日国立博物館21名、23日国立科学博物館)を開き、文部省側の説明を聞き、意見交換の結果あえて原案大綱を支持することとした。12月27日付「博物館法草案(25.12.11)に対する修正案」(日本博物館協会)にて、①「博物館を博物館、動物園及び植物園」とする。②公立博物館の任務を「住民の福祉を目標」と明記する。③公立博物館の教育委員会所管規定の拡大、④市町村博物館の都道府県教育委員会事務所管の必要、⑤公立博物館の文化財保護事業の必要、⑥要綱案には明記されていた「国及び地方公共団体は、私立博物館の事業に干渉を加え、又は私立博物館を設置する者に対し、補助を交付してはならない」の復活等私立博物館の問題、⑦

特典を受ける博物館の制限等を提出する。

1951年1月の国立・学校附属博物館を除いた文部省『全国公私立博物館等調査表』の結果は、総計202館(総合26、歴史28、美術28、科学24、動物14、植物12、動植物3、水族7、宝物殿60館)中私立博物館は145館71%(公私立博物館を全く有しない県が7県、一館のみが7県)を占め、しかも兼任を含め職員総数1076名1館平均10名だが、動植物水族館と宝物殿を除いた回答66館に限れば464名1館平均7名(私立ではわずか4名)という実態であった。しかも未回答館は小規模の館が多いので、それを加えると平均は更に低下する。私立博物館の固定資産税は、1951年当時で斎藤報恩会博物館49万、大倉集古館33万、北方文化博物館32万をトップクラスに相当な額で、インフレ経済下に収蔵資料の処分、もしくは廃館となる個人立博物館もいくつかあった。こうした背景の中で、「博物館動植物園法」以来、博物館法制化について高い理想を提起しながらも、現実のきわめて貧しい実態の中では法案の不十分さを認めつつも、その整備を将来に託し、早急な法制化を望まざるを得なかったわけである。

文部省ではこの修正案を一部考慮して、翌年1951年月1日8付三一条からなる「博物館法草案(26.1.8)」にて、公立博物館、及び私立博物館届出制の都道府県教育委員会所管、また私立博物館の行政に対する独自性の保障、そして補助金交付を受ける公立博物館の規定を明確化した。日本博物館協会では1月13日再度「関係者協議会」を開催してこの草案支持を決定し、その成立にむけて関係方面への陳情等側面的援助を行うこととした。この結果、文部省ではこの「博物館法草案(26.1.8)」を「博物館法案文部省案」として組みかえて政府提出法案として第10国会提出の準備を一応完了したが、朝鮮戦争下のシャープ税制勧告によるデフレ不況のもとでは予算問題についてクレームがつき、そのため関係方面への陳情を行い、議員提出法案として上提することとなった。

2月9日、文部省最終案として第一章総則、第二章登録、第三章公立博物館、第四章私立博物館という全四章二八条からなる「博物館法案(26.2.9)」がまとめられる。それは「教育基本法」の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、もって教育、学術及び文化の発展に寄与すると共に、あわせて産業の振興に資することを目的とする(第一条)、博物館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する有益で価値のある資料(以下「博物館資料」という)を収集し、保管又は育成し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供

し、その教養、レクリエーション、調査研究、事業等への応用に資し、あわせてこれらの資料に関連する調査研究及び事業を行うことを目的とする施設」と微妙な変化があり、特にこの段階で、現状の博物館を一定水準以上に引き上げることが目標に、届出制からむしろ社会教育法制上例外的な登録制の採用にふみきっている。こうして文部省では所要の事務手続きを進め、審議経過及び参考資料を添えて国会側にこの法案に関する事務を移行する。国会文部専門委員のもとで各関係者の意見を徴しながら法案研究が続けられることとなるが、内容に関しては文部省にて責任をもってまとめることとなった。

(2) 博物館法の成立

1951年2月中旬、国会にて自由党若林義孝議員を中心に各派協同で衆議院に提出が決定され、下旬には衆議院文部専門委員会が成案に達し、衆議院法制局の審議に移される。他方日本博物館協会では、積極的促進運動を進めるため、2月22日「近県会員協議会」を開催し、「博物館法促進実行委員会」を設け、3班にわかれて署名運動、国会文部委員との懇談会、新聞への依頼 各種陳情を決定し、3月15日には37か所9672名の全国署名録を文部委員長宛提出する。

4月3日衆議院法制局最終決定「博物館法案」が成案に達する。内容は、文部省最終決定「博物館法案(26.2.9)」を基本に、しかしこの段階で従来の教育基本法から「社会教育法の精神に基き」と重要な変更がなされ、したがって「博物館審議会令案」は廃止されることとなった。具体的には公立博物館に限らず総則の部分にも「望ましき基準」(第八条)を加え、博物館資料の鉄道輸送上の特典(第三〇条)を加えて四章三〇条となり、また附則にて地方税法上の特典を明記した11項を加え、ほぼ現行法に近いものとなる。また同時に法案提出に際して「博物館法の提案理由及びその概要について」をまとめ、そこでは、第一に「博物館法の提案理由について」にて、①「新しい博物館の性格を明らかにして、その本来の機能を確立し、博物館が教育委員会の所管に属することを明確にし」、②「博物館の職員制度を確立し、専門的職員の資格及び養成の方法を定め」、③「博物館の民主的な運営を促進するために博物館協議会を設け、土地の事情にそった博物館のあり方を規定し」、④「公立博物館に対する国庫補助金交付の規定を設け、その設置運営の奨励的補助を」とし、⑤「博物館資料の輸送料の特別取扱を規定し、時に私立博物館については固定資産税、市町村民税、入場税等の減免を規定し、私立博物館の独自の運営発展を促進するようにした」点を述べ、各

種資料と共にその提案理由を研究的・教育的機能をもつ「新しい博物館」として明らかにし、第二に「博物館法案要綱案」では15項目にわたってその要旨を述べ、第三に「答弁資料」では具体的な逐条にわたる法規上の位置づけと解説を述べる。こうして第10国会に仮提出されたが本提出にはいたらなかった。

5月22日日本博物館協会は総司令部経済科学局に「博物館法制定促進に関する陳情書」を提出するが、総司令部の方針として日本経済強化政策のため、法律案・予算案の別個提出は禁止され、第11国会にても法案提出はできなかった。

9月9日サンフランシスコ講和条約、日米安全保障条約調印という背景もあって、総司令部より法案提出が認可され、10月第12回臨時国会にて、上記法制局決定「博物館法案」(4月3日)の第一条「産業の振興に資する」、及び第十九条公立博物館の職員規定、第二四条公立博物館の望ましい基準を削除し、第四条に館長の規定と学芸員の人文科学、自然科学の区分を新たにつけ加えた四章二八条附則9項目の現行博物館法がついに国会提出されることとなった。同じ頃文部省社会教育局『社会教育の現状』は、「……単に資料の収集、保管、展示の機能のみに終始せず、常に資料を中心とした研究機能を併せもつものであること」を強調する。

11月21日衆議院文部委員会においては、戦後の転換期ということもあって社会党坂本泰良議員の「……この博物館においては、やはり文化と言い、理想というならば、時の客観情勢に対してはあるいは相いれないものであっても、学問の自由の建前、理想の建前からして公平にこの博物館にあらゆる資料を収集して、そのあらゆる資料をもって、国民がこれによってその社会教育の建設をやらなければならない……」等その他の意見もだされ、全会一致で可決。翌22日には衆議院本会議にて異論なしで可決。参議院文部委員会にても、21日、24日の継続審議にて全会一致で可決。26日参議院本会議も異論なし全会一致で可決する。ここにわが国最初の博物館法は、世界的にも例を見ない目的・事業等を含む国家法として、12月1日昭和26年法律第285号として成立し、翌1952年3月1日より施行が決定されることとなった。

(3) 関連規則の制定と実施

1952年1月14、21日、文部省依嘱による、①学芸員講習の内容、②設置及び運営上望ましい基準、③登録要件の審査基準、④経過措置に伴う相当施設指定基準、⑤学芸員暫定資格基準に関する「日本博物館協会特別委員会第一部会、第二部会報告」がまとめられ、2月14日には

博物館関係者、文部省担当官合同の「博物館の登録審査基準に関する部会」が初まり、文部省においてはこれらを参考に、また各種調査を実施し、法制定に伴う急速な関連規則の制定と実施が行われる。

1月より「博物館法趣旨説明会」(計3回)開催、2月21日都道府県教育委員会宛登録事務の適正実施を求めた「博物館の登録について」(文社施第72号)、3月20日公立博物館に対する補助金交付の規定を定めた「博物館法施行令」(政令第47号)を制定し、4月17日「博物館に相当する施設の指定に関する件」(文部省告示第13号)によって計192館(公私立163、国立7、国立大学付属20、公私立大学付属2)を学芸員資格附与期限までの経過措置として相当施設に指定し、その中から公私立博物館の都道府県教育委員会による暫時登録化とした。

5月23日には大学または講習における学芸員養成および資格条件を規定した「博物館法施行規則」(文部省令第11号)を定め、また同じ5月23日「博物館の登録審査基準要項について」(文社施第191号)を発表する。他方、4月17日博物館関係者、文部省担当官合同の「学芸員の職務内容基準に関する部会」が初まり、6月30日社会教育施設課長名「地方公務員職階制第二次試案中の司書職について」にて、「……学芸員の職務をその特性にかんがみ、これを研究職に含め、その職務は一等級から格付けるべきである……」由の地方自治庁公務員課長宛意見書を提出する。7月21日～8月29日には文部省主催第1回「博物館学芸員の講習」(1954年まで3年間で人文科学系182名、自然科学系100名計282名に受与)、8月には法制定に伴う3年間有効の「博物館学芸員暫定資格者」(人文科学系257、自然科学系154、計411名——公私立155、国立93、文化財保護委員会57、国公私立大学附属57、推薦29名)を発表し、一連の法体制としての整備を完了することとなる。

この間、2月14日日本動物園協会は臨時総会を開催し、中部地区提案「博物館法適用除外」を協議し、第一条公立博物館の教育委員会所管改正を陳情する。現場の博物館にあって、国立科学博物館の移動博物館、豊橋向山天文台の移動天文台の活動が初まり、東京国立博物館、大阪市立美術館、徳川美術館に「友の会」が組織されるなど、部分的ながら市民を対象とした「新しい博物館」としての積極的な博物館活動が実施されるようになり、比和町立科学博物館、大町山岳博物館、藤村記念館等住民の中から、住民の手による博物館もいくつか生まれてくる²⁴⁾。また1951年7月の日本のユネスコ加盟と前後して、1951年5月9日国立科学博物館長中井猛之進を

委員長に棚橋源太郎ほか委員9名にて国際博物館会議(ICOM イコム)日本委員会が成立し、事務局は日本博物館協会内に置かれた。

こうして、1953年2月25～26日には「新しい博物館の健全な発達を促進するため、博物館動植物園等の当面する問題を研究、討議し、博物館法の適正な運用を図ろうとする」目的から、文部省、大阪府・市教育委員会主催「全国博物館研究協議会」(大阪 83名)が開催され、また同年12月3～5日には文部省、日本博物館協会主催「第一回全国博物館大会」(東京国立博物館 国立科学博物館 152名)が開催され、法体制としての新しい博物館の行政的定着がはかられていくこととなる。

[V] 制度としての博物館

こうして生まれた博物館法は、欧米の博物館法制が設置条例程度の主に財政保障等に限定されているのに比較し、国家法として世界的に例を見ないほどに完結された性格をもっている。このことは国家の博物館に対する積極性ということではなく、むしろ何物をも国家に収斂し、からめとるわが国行政の宿命的な国家至上主義の体質を意味していると共に、制度という公的保障機能として、国家に依拠しながらも、相対的に自立性をもつという近代博物館の宿命的意味を——国家によらなければ振興しえないという——最も低水準なたちで表現しているといえなくもない。ここでは、《制度としての博物館》の問題を、①法成立過程、②公的疎外の問題から論じることにより、小論の総括とする。

(1) 法成立過程における制度化の問題点

図書館法が戦前の「図書館令」を1つの反省的契機として、CIE、図書館関係者、文部省の鼎立下に、しかし時代を反映した、イニシアティブの移行による幾多の変遷をへて、成立してきたのに比較し、博物館法の成立過程は、CIEの指示もほとんどなく、きわめて個別的な性格のものであった。日本博物館協会を中心とする、博物館関係者の案と、文部省案という2つの流れの間には、実は制度化の基点をめぐる、本質的相違があったわけだが、現実には国立博物館問題以外、この両者が法案内容をめぐってせめぎ合うというパターンは見られず、法理論として現実性をもっていた文部省案に完全に収斂され、その部分的修正と促進運動という協力体制として結果する。

制度的側面では、両案とも、博物館活動と制度という。現実の活動の中でそれなりに検証されてきたという法それ自体の体験をもってはならず、おのずから理念的

想定としての博物館活動にもとづいたものとなる。その場合、一方で博物館関係者の案は、博物館個有の理念を想定し、その実現のための法的拘束を求めるがゆえに、設置名称にまでいたる強い規制と中央博物館のモデル化等による法それ自体の力による援助を強く望むが、他方、教育行政の中央集権化を否定され、しかも国民の自己教育活動をこそ主体とし、行政の任務をそのための環境醸成に自己限定され、個別博物館による自主的自治的活動による振興を建前とした社会教育法体制下では法それ自体による振興など望むべくもない。貧しい現状の中では、この葛藤はわずかに例外的な登録制の採用を生むが、両者の間には法というもののとらえ方をめぐって決定的な相違があったわけである。そして博物館法が既存社会教育法体系内に位置づけられる限り、社会教育法理念は個別博物館理念に先行し、かつ優先するわけである。

内容的側面では、両案とも博物館を資料の属性によってではなく、対社会的な機能において定立し、その積極的教育活動の実現をめざしている。しかしその教育の裏付けとなる調査研究活動は両案ともこれを認め、当時の文部省においては特に強調されてきた点だが、それほど具体的な展開はしていない。旧来の収蔵庫の水準に対する「新しい博物館」の内容は、一方で積極的教育活動を、他方で個別専門的研究を意味していたわけだが、個別研究内容は制度の介入しえない所与の前提という意味から、また当時の一般的水準では法という抽象性に耐え得るモデル化の可能なほどの普遍化・一般化は困難で、法として規定することはおのずと限界をもっていた。

実体的側面では、博物館関係者の案とはいっても、その草案段階では日本博物館協会幹部数名によるきわめて限定された範囲のものであった。国立博物館問題やその後の促進運動ではやや全体化するが、それは既定の路線の上でのことであり、法制定直後、日本動物園協会が教育委員会所管問題から「法適用除外」のための臨時総会を開催したように、法の必要性は一致していたとしても、法の内容に関しては博物館関係者の間に一般化されていたわけではなかった。むしろ基準以下の現状維持におわれている館園が多く、個性的、孤立的性格を属性とする博物館の中にあっても、法という抽象性をめぐって中身の論議は不可能に近く、いきおい協会幹部の代行主義としてなされてきたわけである。

以上のように、法制定過程においては、いくつかの対立点を内在しながらも、しかし現実にはこの相違が対立として顕在することなく、官民一体この新しい課題にむけて協調努力し、むしろ教育基本法から社会教育法を直

接的母法とする性格に変更され、その社会教育主義的変容として実現されてきた。博物館の法制化は、同時に既存社会教育法体制下での制度化であったわけである。そしてまさにそのことによって、——すでに「戦後博物館と制度をめぐる時代区分」にて述べたように、戦後博物館は——戦後社会教育行政が国民の自主的自己教育活動を基礎とし、団体主義にもとづいたその環境醸成を主要な課題とする限り、もとよりそうした社会的基盤が脆弱なうえ、教育活動の前提となる主体的な調査研究活動を必要とする博物館は、逆にその戦後社会教育行政自体からの性格的乖離によって、社会教育施設課の廃止(1956年)に見られるような行政的基盤の縮小を生むこととなる。しかも博物館関係者の制度問題への対拠は、その後、法と現実の行政とを二重写しにした正反対の評価すらもなされ、一方で官民一体その不備を嘆くという牧歌的ステロタイプが、他方で無規定、無媒介に国家への依存度を強めることによって振興をはかろうという戦前のパターンの継承が行われ、制度問題は超観念的・超現実の対象とはなっても、しかし決して科学的分析対象とはなっていないわけである²⁹⁾。

(2) 文化の公的疎外としての制度

博物館は、《博物館資料》の形成によって自からを基礎づけるが、この潜在価値の顕在化という形而下の資料個有の法則性、社会的属性の究明ということは、制度の入りこめない個別的価値判断を前提としており、その内容は博物館としての諸形態を制度以前に基本的に決定するわけである。問題は、そうした文化そのものの持つ価値と、しかしそれを総体として平均化し、社会的制度たる博物館にて登場する際の自己撞著という点である。

内容的価値判断への関与を排除することを支配原理とし、それを公共性の保障とする公権力が、およそその「外的事項」を通じて内容的価値判断を強いられる際には——公的次元に飛躍された姿をもつ際には——「つねに“市民のため”云々の本質的なとまどいと曖昧性を生まざるをえない²⁹⁾」わけである。内容的価値判断という私事領域を、幻想の「市民・県民」一般で公共的に無理にも排除することによって公的に疎外され、博物館に象徴された文化は、したがって誰にでもあてはまり、それゆえだれにでもあてはまらないという公共的な文化であることが要請されてくるわけである。ここ2、3年に起きた現代美術をめぐる博物館の陳列拒否問題はこの公共性の意味と矛盾をはっきりとつきつけてきたといえよう。

こうして、一方で資料個有のもつ法則性、社会的属性の個別的究明過程では制度から乖離しながら、しかし他

方その成果が結果として博物館に組みこまれる過程では、その資料に内在する意味は公的に疎外され、異質の顔をもって「……文化の発展に寄与する……」（博物館法第一条）ことが公共的に要請されることとなる。この両者の緊張間が近代博物館における博物館活動と制度をめぐる本質的な矛盾の桎梏を位置づけ、性格づけていると共に、具体的には学芸員個々の自主規制、選択として現われざるを得なくなってくるわけである。したがって、ここにおける《制度としての博物館》の問題は、学芸員の職務内容における自由裁量権もしくは博物館の自治の保障として「学問の自由」、「教育の自由」とワンセット（当然その資格、養成、任用、研修を含む）なわけであり、それは要請ではなく、現在、図書館司書の不当配転における専門性をめぐって裁判闘争が行われているように²⁷⁾、一方で個別的内容形成であると共に、他方でその主体の形成と組織化という、社会的な制度として闘いとるべき性質のものである。そして近代国家体制下における現行法体制を前提に、この闘いの論理・思想として「国民の学習権」が新たに提示されてきているわけである²⁸⁾。だが、文化の公的疎外としての博物館、その制度自体の根本的止揚は、しかし「公」を必然化し、制度化することによってのみ存在しえる「国家」そのものの止揚を必要とするわけであった。

おわりに

博物館法の成立過程を中心に、《制度としての博物館》をめぐるいくつかの側面を述べてきたが、紙数の点で、その各々の個別的時代状況については充分触れることができなかった。さしあたり、「戦後の博物館の概況」（国立教育研究所編『日本近代教育百年史』第8巻収録1974年）、あるいは相当くわしい「戦後博物館年表」（博物館問題研究会『会報』No. 8 収録1972年）等に具体的に報告しており、また博物館法は1955年改正によって大きく内容的変化をするが、その経過と問題点については「1955年博物館法改正に関する研究——法定過程の問題——」（日本社会教育学会『紀要』No. 11収録1975年）にて小論の統編の意味から報告しており、合わせて参照いただければ幸である。

（いとお・としろう＝博物館問題研究会）

〔註〕

- 1) 日本社会教育学会社会教育法制研究会『社会教育法制研究資料 XIV（博物館法成立過程関係資料）』（横山宏、小林文人、藤田博、伊藤寿朗編 1972年2月）

※なお、博物館法成立過程に関する引用資料中、出典を明記していないものはすべてこの資料集に負っている。

- 2) 拙稿「“博物館の設置および運営に関する基準”案の社会的背景とその法論理上の自己矛盾について」（博物館問題研究会『会報』No. 13 1974年2月）
- 3) 同「戦前博物館行政の諸問題」（『月刊社会教育』1971年9月号 国土社）
- 4) イギリスでは1845年「Museums Act 1845」が市会による博物館運営を規定し、これが世界最初の博物館法制化となった。その後「Public Libraries and Museums Act 1855」が生まれ、また「Museums and Gymnasiums Act 1871」が公立博物館のための課税を規定し、「The Public Libraries Act 1892」が博物館等の無料処置を規定したが、行政上の整備と全国的ネットワークが完成したのは、ほぼ「Public Libraries Act 1919」以降のことである。ハンガリーでは1895年国民博物館及図書館委員会が生まれ、フランスでは1928年に国有品の公立博物館への寄託に関する事項を中心とした法令化がなされる。アメリカでは1920年ニュージャージー州、翌1921年インディアナ州、コロラド州、イリノイ州、ニューヨーク州、1923年ミネソタ州、カルフォルニア州、1925年アイオワ州、オハイオ州にて博物館助成金交付の規定が生まれるが、総じて欧米における博物館法制化は、設置条例規模の財源の保障を中心とした性格のものである。
- J. Mordaunt Crook『The British Museum——A case-Study in architectural politics』（Penguin Books 1973年——現在博物館問題研究会第1次翻訳チーム、福永重樹、森田恒之、甲斐幹男、小川知二、小見秀男、五味美里、藤本陽子、伊藤寿朗にて翻訳進行中）他。
- 5) 前掲「戦前博物館行政の諸問題」、伊藤寿朗、木全力夫、酒匂一雄、森崎震二「社会教育職員制度——制度史的検討」（小林文人編『社会教育職員論』東洋館出版社、1974年）
- 6) ～11) 日本博物館協会博物館発達史編集特別委員会『わが国の近代博物館施設発達資料の集成とその研究』大正・昭和編（日本博物館協会 1964年）
- 12) 日本博物館協会『博物館研究』Vol 17—8・9号 1944年
- 13) 同「全国博物館最近の状況」（前掲『博物館研究』Vol 18—1号……ガリ版印刷の方1946年——博物館問題研究会『会報』No 8 “日本の博物館100年記念”に

再録)

- 14) 拙稿「“国民の学習権保障”の概念をめぐって」(前掲『会報』No 14 1974年2月)
- 15) 同「戦後博物館と全国博物館大会」(『月刊社会教育』1972年12月号)
- 16) 同「戦後博物館設立記録(1945～51年)」(前掲『会報』No 8 1972年7月)
- 17) 同「戦後博物館行政の問題」(『月刊社会教育』1971年11月号)
- 18) 中島太郎『社会教育行政論』(有斐閣 1955年)
- 19) 前掲「全国博物館最近の状況」
- 20) 裏田武夫, 小川剛編『図書館法成立史資料』(日本図書館協会 1968年)
- 21) 前掲『社会教育法制研究資料I』(1969年6月)
- 22) 前掲『図書館法成立史資料』
- 23) 横山宏「社会教育法成立過程の一考察」(吉田昇編『社会教育法の成立と展開』東洋館出版社 1971年)
- 24) 拙稿「市民の学習権を保障する博物館活動」(千野陽一, 野呂隆, 酒匂一雄編『現代社会教育実践講座』第三巻収録, 民衆社 1974年)
- 25) 同「社会教育法制研究資料XV (博物館法成立過程関係資料集) 解説」(前掲『社会教育法研究資料XV “解説・索引編”』1973年2月)
- 26) 小川知二「文化論学習会総括」(前掲『会報』No 9 1972年9月), 同「美術館活動に対する一考察——いわゆる美・芸術の問題から——」(同『会報』No 14 1974年4月)
- 27) 東京の図書館に司書職制度の確立をめざし, 陰山さん(荒川図書館)の不当配転闘争を支援する会『陰山さん(荒川図書館)の不当配転闘争資料集——東京の図書館に司書職制度を——』(第1集 1974年1月)
- 28) 日教組教育制度検討委員会「地域と職場の学習・文化活動をどうすすめるか」(同検討委員会第三次報告『続 日本の教育をどう改めるべきか』勁草書房 1973年)